

## 逗子市一般廃棄物処理基本計画（案）及び逗子市災害廃棄物処理計画（案）に関する市民説明会概要

日 時：2020年（令和2年）10月18日（日）13時から15時まで

場 所：逗子市役所

参加者：7名

出席職員：（環境都市部）石井部長、青柳次長

（資源循環課）中村課長、城田係長、鈴木専任主査

（環境クリーンセンター）小川所長、鷺原副主幹、岩崎副主幹

配布資料：一般廃棄物処理基本計画（案）、一般廃棄物処理基本計画（案）説明スライド資料、災害廃棄物処理計画（案）、災害廃棄物処理計画（案）説明スライド資料、仮置場検討資料

### 1 一般廃棄物処理基本計画（案）について

#### 【参加者の意見】

- ・基本方針が4つ、計画目標が3つ、どれがそれぞれ対応しているのかが分かる表が欲しい。
- ・収集と運搬のうち、運搬に関して書かれていない。例えば収集車両をハイブリッド車にするなど、何かしらあってよいのでは。
- ・プラごみについてマイバッグなど少ししか触れていないが、マイクロプラスチックに関する記述がないが、必要だと思う。
- ・スライドの18ページに災害廃棄物に関する記述があるが、別途災害廃棄物処理計画を定めるのならそれを参照するよう記載するに留め、ここに書く必要はないのではないか。
- ・温室効果ガス排出削減は大事なこと。このガスを出しているのは電気でも車でもなく、有機栽培で使用するフンなどのメタンガスや牧場。
- ・生ごみ収集の日にごみ袋を開けて中をチェックしている人がいたが、やりすぎではないか。
- ・市では生ごみ処理容器を推奨しているが、生ごみが可燃ごみとされている理由として、昔、自家処理をしていた時代に生ごみから溶連菌が発生したことが挙げられる。溶連菌は2年前に事件が発生した。処理容器を使っている知人が、それを開けたら2匹の子があった。「あなたからもらった口に入れても大丈夫な水でやれるんじゃないかと思ってやったら、どうやらできたみたい。」とお礼を言われた。また、生ごみ処理容器は消防法の規制によりマンションのベランダには設置できない。
- ・有料ごみ袋について、あまりごみが出ないので5リットル袋よりも小さいサイズを販売してもらいたい。小さな袋でもいっぱいにするには2～3週間かかる。夏はそんなに置いておけない。

- ・プレゼンの人の説明がただ読んでいてだけで分かりづらい。
- ・ごみ排出量の推移で、2019年で増えている要因は何かを分析し明らかにすべき。2019年でコロナ以前の時期だが、人口は年々減っているにも関わらず、ごみ排出量は増えている。これは出す側の慣れの問題ではないかと思うが、現在はさらに新型コロナウイルスの影響で生活様式が変わってきている。これらを踏まえた計画にすべきと考える。
- ・温室効果ガスの排出削減について、メタンガスはCO<sub>2</sub>の25倍の温室効果がある。生ごみ資源化施設による一括処理には反対ではないが、温室効果ガスの削減を考えるならば生ごみ処理容器の助成は再考すべき。有害成分が出る可能性が排除できない。ばらまけば良いというものではない。
- ・一人当たりごみ処理費用、何を計算して算出しているのか。費用の範囲はどこまでを入れた計算か。他よりも高い原因を分析してもらいたい。
- ・ごみ処理場の建設について提言。危ないものが出ないようにするには高温で焼くのが良い。性能が良いものを作るのがよい。高温で焼くためには、乾燥させると燃えにくい。生ごみは少しぐらい水があった方が温度が上がる。ガラスは危険物で収集しているが、ガラスは最高に温度を上げるもの。マンションのガラスに網が入っているのは、割れないようにするためではなく、燃えないようにするために金属を入れている。そういうのが入っても良い性能の良いものを作るべき。

#### 【質疑応答】

Q ゼロ・ウェイスト施策について記述があるが、市は逆のことをしている。市民がボランティアで活動していたエコ広場を自分もよく手伝っていたが、これはどうして打ち切られたのか。

A 協働事業として逗子市と当初3年間の予定で行なっていた。協定を結び直して継続していたが、一旦見直すこととして、逗子市長と会の代表の両方で合意をして協定を結び、交流センター1階から撤退したもの。

Q 10年間の計画とあるが、途中での変更はあるか。

A 5年毎に見直しをする計画となっている。

Q 令和6年から生ごみの資源化とあるが、これは葉山に施設を建設できるという担保はあるのか。

A 葉山町において建設費用はまだ出ていない。建設費が出てから、来年度に市民説明会を行い、来年度末には事務の委託の議案を上程、可決された場合は令和4～5年度に2年間市民説明会を開催し、令和6年から分別及び処理開始という予定。施設の建設には令和5年度いっぱいかかる。

Q マイクロプラスチックに関連して、プラスチックごみの処理について。逗子市では現在燃やすごみとなっているが、溶融固化され資源化されているというが、どうかと思う。マイクロプラスチックの使用削減についても市で打ち出してもらいたいし、鎌倉市及び葉山町は分別収集していると聞いている。逗子ではどのように考えているか。

A 鎌倉市及び葉山町では製品プラスチックを分けて集めて資源化をしている。葉山町は焼却施設がないため、燃やすよりもコストが安くなることから分別収集している。鎌倉市は住民との協定により焼却施設の年間焼却量の制限があることから、分別収集を行なっている。現在、容器包装プラスチックだけでなく、製品プラスチックについても一緒に集めて資源化することを産業構造審議会及び中央環境審議会で審議中であり、答申を待つ。その後逗子市としての方向性を検討する。

## 2 災害廃棄物処理計画（案）について

### 【参加者の意見】

- ・この資料は風水害を前提として書かれているように見える。津波を前提として書かれていないように受け取れる。市民はまず家の前に出すと思うが、それを仮置場まで運ばなければいけないが、そういったことを含めて市民がどうすればよいのかが分からない。分別して持ってくるようにとのことだが、市民は現場で何をすればよいのか。特に津波の場合は自分のもの他人のものが混在した状態となっている。そのような中どうすればよいのか。集めて来てくれそうなのか、道路が寸断されることも想定される。そういったことも含めて具体的に書いてもらわないと、市民がどうしたらよいか分からない。市民に分かるように計画内容を改善してもらいたい。
- ・あくまでも災害廃棄物の処理に関する計画であって、災害で出てきたごみをどうするかというもの。その部分については非常に精査されていると評価する。対策などの話はまた別の話。
- ・災害の種類によって発生するごみも違う。それによって市の職員の対応も変わるはず。夜間に起きたって、津波が引いたらすぐごみが出る。できるところとできないところを明確にわけるべき。
- ・私は去年リビングの窓ガラスが災害で割れてしまった。それからいつ災害が起きても動けるよう寝るときも対策をしている。また底に金属の入った靴でないと、ケガをしてしまう。そういうことも考えておかないといけない。行政としてそれをお知らせすることが大事。耐震としては、法隆寺のような建築や、釘を使わない建築など、対策が重要。私は風を和らげる対策として、目の粗い布を張った。逗子の行政と市内事業者とで協力してつくるべき。
- ・一次仮置場と二次仮置場の意味合いをどう考えているか。一次というのは自分の家の近くのことかと思ったが、そうではないということ。仮置場候補地は、関東大震災クラスが来れば足りない。そうなったときは野ざらしになる。できないことはできないとはっきり言

った方がよい。池子の森が載っていないがどうなっているか。仮設住宅用地として確保するつもりなのか。こういったことも防災安全課と調整すべき。

- ・仮設トイレに関連して水の問題があると思うが、水を完全に飲める水にするものが開発されている。そういう会社が出来た。それだけお知らせする。

#### 【質疑応答】

Q 地域防災計画が上位計画との説明があった。先日、地域防災計画についてパブリックコメントを募集していたが、災害廃棄物については1ページのみであった。また、この計画の存在についても触れていなかった。防災安全課との連携はどうなっているか。風水害と地震という話があったが、津波を伴う地震、津波のない直下型地震、風水害でそれぞれ対応は異なると思うが、この計画だとその違いがない。一体どうするのか、これでは分からない。

A 地域防災計画との関係性について、防災安全課との調整は随時行っている。これだけを見ても市民がわからないというのは確かにそう。市民も職員も具体的な動きは書かれていない。本計画内には書けないので、本計画の下に、具体的な初動対応マニュアルを作成する予定。

Q ごみ発生量算定の根拠は。

A 本編の49～51ページに算定方法が載っている。

Q 発災に備えて、日頃どうやって災害ごみになりそうなものを少なくしておくかが平時の仕事。放置されている空き家などは全部ごみになる。少しでも災害ごみを減らすために平時からできることがあるのではないだろうか。海や川に係留されているボートやサーフボードも津波に流されればごみになる。平時からこれらを規制できるはず。また、この計画は平日の昼間を想定している。市の職員の70%は市外の人だと聞く。休日夜間に起きたらどうなるのか。どのように動くのか。

A 普段から家の庭等に片づけていないごみが放置してあると、それは全部災害時に災害廃棄物になるというのは被災市から聞いている。強制はできないが、PRはしていかなければいけないと思っている。夜間発生については、この計画は災害廃棄物の発生量とその処理方法について記述している。それはまた別として考えるもの。

Q 仮設トイレについて。逗子市の浄水管理センターは海拔5メートルくらいしかない。10メートルの津波が来たら終わり。しかも建物も古いため耐震性がどうなっているか。津波で飲まれてしまったらどうしようもなくなる。そうなったとき、水洗トイレはどうなるのか。そういった時の仮設トイレの必要数量をどのくらい見込むか。

A 全市民分の仮設トイレの推計はしていない。市内でそれほどの数を保有しているところ

ろはない。また、西日本豪雨の際には、内閣府を通して経済産業省がプッシュ型支援により配備を行なった。

## 逗子市一般廃棄物処理基本計画（案）及び逗子市災害廃棄物処理計画（案）に関する市民説明会概要

日 時：2020 年（令和 2 年）10 月 25 日（日）9 時 15 分から 10 時 45 分まで

場 所：逗子アリーナ

参加者：4 名

出席職員：（環境都市部）石井部長、青柳次長

（資源循環課）中村課長、城田係長、鈴木専任主査

（環境クリーンセンター）小川所長、鷺原副主幹、岩崎副主幹

配布資料：一般廃棄物処理基本計画（案）、一般廃棄物処理基本計画（案）説明スライド資料、災害廃棄物処理計画（案）、災害廃棄物処理計画（案）説明スライド資料、仮置場検討資料

### 1 一般廃棄物処理基本計画（案）について

#### 【参加者の意見】

- ・自分の地域では生ごみ処理容器の普及率は 10%程度と踏んでいる。もっと良いものを開発するなどしてもらいたい。

#### 【質疑応答】

Q この計画の向こう 10 年の中、我々市民生活に大きなポイントであるごみ捨てに関して大きく変化することがあれば教えてもらいたい。

A 今後 10 年間のこの計画の中で一番市民生活に影響を及ぼすのは、生ごみの分別。これについては、現在の一般廃棄物基本計画、平成 22 年からの 10 年間（1 年延長済み）の計画にも既に生ごみの資源化については盛り込まれており、今回具体的にこのような形で記載をしたもの。スケジュールは、葉山町と広域処理でやることになっており、令和 6 年度に分別を開始する予定。市民生活に重大な影響を及ぼすことから、まず令和 3 年度に説明会、パブリックコメント、審議会への諮問を行う。中身については分別区分をひとつ分けるということ、処理の方法が変わること、かなり大きな変更となることから、市民参加条例の手続きに則り、来年度 1 年間をかけて行う。来年度の 3 月議会に事務の委託の議案を提出する予定。議会で議案が可決されれば、令和 4 年度から 5 年度の 2 年間かけて市民説明会を市内全域で開催し、令和 6 年度からの分別開始を予定している。

Q 今日の関心ごとは生ごみ。現状も上手くいっていない中、果たして生ごみもできるのか。市民はどこまで理解できるか非常に不安。14 ページの資源化計画に家庭用生ごみ処理容器の普及促進とあるが、これはキエーロを想定しているのか。キエーロは私の使い方が悪

いのか、廃棄処分した。効果がない。あれはどの程度浸透したのか。新しいものの普及促進は具体的に何かあるのか。

A 想定はキエーロだけではないが、逗子市で一番多く補助の申請が出ているのがキエーロ。そのため具体的にはキエーロを中心に進めていくことになる。非電動式は他に昔からコンポスター容器、EM処理容器、ミミズを使ったものなどもあり、それらもすべて補助金の対象となる。

Q ちなみにキエーロは市としてはどの程度浸透していると分析しているか。計画どおりか。

A 平成27年度にごみの有料化をしたときの前後が一番多く出ている。現在下火になってきているが、推進していきたい。

Q 生ごみ分別はわかるが、逗子市は高齢化が進んでいる中、本人は認識せずに認知が進んでいてごみの分別できない方が増えてきている。それに対して今後何か考えて行かないといけない。ある空き家の前に集中的に置かれてしまうことが起きている。介護などの認定を受けている人には戸別収集があると聞いているが、それと別のことが出てきてしまっている。本人に自覚がないので話をしても理解してもらえない。容器包装プラスチックは特に認識できていない。認知症であるという認識ができていないということがある。それが今後大きな課題が出てくるのではないかと思う。生ごみ分別は、より理解できないケースがこれから出てくる懸念がある。こういったことを踏まえて考えて欲しい。

A 高齢化社会への対応をこの計画内でも検討をするということについて、福祉部門では地域共生社会の実現として今年4月から新たな係をつくり、高齢化社会により一層対応を図ることを推進していくこととなっている。環境クリーンセンター、環境都市部門も福祉部門と連携していきたい。この基本計画にどこまで盛り込めるかは検討させていただくが、ご意見として受け止める。

Q この計画の中でキーになるポイントあれば教えてもらいたい。

A 3つある。計画本編の最後に資料が載っているが、その中で今資源化をしていないものでこれからしていこうとしているものが、①生ごみ、②家庭ごみの燃やすごみの中に含まれている資源化できる紙。燃やすごみの組成分析をすると約40%は紙、約40%は生ごみ、残り20%が燃やすもの。そのためまず生ごみと紙ごみでティッシュなどの資源化できないもの以外のものがまだ多量に含まれているので、そちらの啓発が重要となってくる。もう1つ、この計画の中では資源化の目標に入れていないが、③大人用の紙おむつがある。これは燃やすごみの中の9%くらい。その資源化は、この10年間ではできないかもしれないが、今後考えていかななくてはならない課題と考えている。

Q 生ごみを分別して資源化するのは、すごく大変なこと。全市民が分別できるかは信じられない。私自身は生ごみを分別して資源化しているが、自分の畑にまくと思うからこそやるのであって、そうでなかったら本当に大変だと思う。生ごみを資源化して使っている業者さんなどに話を伺うと、たばこの吸い殻がちょっとでも混ざっていると使えないとか、生ごみを分けるのは大変だと実感している。葉山でどういう資源化をするのかわからないので何とも言えないが、堆肥化するのだとしたらなおさら。何年か前のハイランドの実証実験がどうだったのか知りたい。それから燃やすごみに紙が4割入っているという話を伺ったが、逗子市の資源化の方法だと紙は資源化できないものが大変多い。例えばデパートの包み紙はほとんどビニールがひいてある。資源化できない紙はいっぱいある。燃やすごみに紙は入れないでとあるが、どういう紙を入れてはいけないのかという講習会をやって欲しい。もう一点、市民事業者等の協働による循環型社会づくりの推進というのがあったが、市民活動への支援についてどのように考えているか。

A まず一点目の生ごみの資源化の方法は、これまで堆肥化、バイオガス化などが主流だったが、今回考えているのは、減容化でこれは菌床の中に生ごみを入れて攪拌し、バクテリアにより10分の9は消えてしまい、10%くらいが堆肥として残る。先進的な事例では、久喜宮代衛生組合と北海道の津別町でやっているものがある。

燃やすごみの中の紙について。逗子市の手法は紙を紙にするという昔からのやり方。集団資源回収の業者が回収して問屋へ持って行き、もう一度紙にする。紙でも容器包装リサイクル法で紙製容器包装として資源化している市町村もある。例えば焼酎のパックのような裏が銀色になっているものは、逗子市のやり方では紙に再生できないが、容器包装リサイクル法では燃料にできる。紙を紙に戻すのか、燃料にするのかという違いがある。

市民活動の支援については、市の制度として後援、協力、共催があるので、それに則ってやっていく。

Q 後援、協力、共催の条件は。

A 後援等については規定があるのでそれをご覧いただきたい。市民活動として申請していただいて、その内容が市にとって同じ方向を向いている事業、市と一緒にやりたいと思う事業が対象。

## 2 災害廃棄物処理計画（案）について

### 【参加者の意見及び質疑応答】

なし

## 逗子市一般廃棄物処理基本計画（案）及び逗子市災害廃棄物処理計画（案）に関する市民説明会概要

日 時：2020年（令和2年）10月25日（日）13時15分から14時45分まで

場 所：沼間小学校区コミュニティセンター

参加者：2名

出席職員：（環境都市部）石井部長、青柳次長

（資源循環課）中村課長、城田係長、鈴木専任主査

（環境クリーンセンター）小川所長、鷺原副主幹、岩崎副主幹

配布資料：一般廃棄物処理基本計画（案）、一般廃棄物処理基本計画（案）説明スライド資料、災害廃棄物処理計画（案）、災害廃棄物処理計画（案）説明スライド資料、仮置場検討資料

### 1 一般廃棄物処理基本計画（案）について

#### 【参加者の意見】

- ・市民・事業者等の協働による循環型社会づくりの推進の中で、当然市民・事業者との協働というのはあるが、廃棄物減量等推進員との連携という中で、推進員の役割というのは地域で熱心な方もいるし様々あって、この間も市の取組みに対して助かっている部分もあると思うが、実質上町内会の取組みが循環型社会をつくる上で大きな役割を果たすのではないかと思っている。町内会・自治会との明確な位置づけをしておいた方がよいのではないか。
- ・焼却炉のエネルギーを活用しないと勿体ない。建て替えるのならば、その辺りを検討してもらいたい。

#### 【質疑応答】

- Q 有料化によりごみは減ったという報告があるが、料金は住民にとっては低ければそれに越したことはないが、あまりにも低いと意識付けに役立たないというのがある。今後、逗子市として、有料化がある一定の成果はあったとみている中で、下げるのか、上げるのか、どちらの方向で考えて行こうとしているのか伺いたい。
- A 有料化当時、手数料額を算定する際、1ℓ当たりの処理単価を算出しているが、先進自治体を参考として料金設定をした。今後については、上げも下げもせず、現状のまま行く予定。
- Q 中間処理の関係について。焼却施設の延命化対策の検討をということで、逗子市は焼却施設を延命というよりは最終的には焼却施設をなくすという考えがあるようだが、延命

化対策の検討というのは、改めて延命が可能かどうかを検討・研究していくということか。

A 延命化計画は策定済み。最終年度は今年度までとなっている。延命化対策の検討は、補助金をもらうための延命化の計画ではなく、今後2市1町のごみを受け入れて、それを最低でも令和16年度までもたせるための保全計画をこれからつくるための検討をしていく。

Q ごみ排出に関する目標で、減らしていくという考え方があるが、生ごみ処理をした場合はこの数字が大きく変わって半分くらいになると見てよいか。この計画だとそれほど大きく減るような形にはならないが、生ごみ処理をすればこういう形に変わっていくのであれば、市の方針が生ごみを別に集めるというのであれば、この目標値はもっと高くなるのではないか。この辺についてどう見ればよいか。

A 排出量としては、排出としてごみは出てくる。生ごみを資源化した場合、資源化量の方に入ってくる。生ごみ処理容器を使った場合には減量化なので排出量が減るということで、こことは関連していないことになる。

Q 資源化計画の中の拠点回収制度の見直しとは具体的にどういうことか。

A 平成27年に分別区分を拡大し、例えば廃蛍光管、乾電池、びんなどもきっちり資源化するよう分別して集めている。そのため拠点回収の品目とステーション収集の品目が重複してしまっている現状があるため、そこをこれから見直ししていく。ステーション収集をしているので、拠点回収から外し、ステーション収集の方に統一していくという検討。

Q 時代はカーボンフリーになっているので、焼却施設の排熱の利用はどのように考えているか。

A 焼却施設からの熱利用という話としては、逗子市の焼却施設は昭和50年代に建設をしたもの。排熱利用というと発電とか熱を吸収させて温水をつくるなどあるが、現状行っているのは、場内でお湯や暖房に利用している。これを新たに発電等に持って行くとすると、莫大な費用がかかる。発電設備だとか設備を相当改良しないと、現状では不可能。

Q 長い目で見た場合、近くの中学校の熱源を持って行くと有効利用できるのでは。

A 距離があるため、今の施設では難しい。熱が下がらないまま持って行くようにするには、コストもそうだが、今の施設では構造的に難しい。現在のごみの量からも発電には足りない。日量100トン規模以上ないと難しい。

## 2 災害廃棄物処理計画（案）について

### 【参加者の意見】

なし

【質疑応答】

Q 風水害の想定には、雨量がどのくらいなどのデータもないと全然想像ができない。防災安全課の避難所運営委員会との整合性がない。今コロナ禍だと避難する人も自動車で避難して、車内で待機する人も多いのではないか。そうなるとうみ分けが必要になってくる。その辺に対して検討が何もされていないし、我々も初めてこれを見て、学校もそのような場所になっているのを見ると、ではエリア分けするにも誰が動くのかと。避難所運営委員会も自治会が運営しているが、それも目一杯で動いているので、管理してくださいと言われても無理な話。その辺の整合性も何もない計画案だけを出されてこれで決まりましたと言われても困ってしまう。

A 雨量等のデータについてはご意見としていただく。防災安全課や避難所運営委員会との関係について、まず災害廃棄物処理計画は災害が起きたときに災害のごみをどのように処理するかという計画になっている。避難所については避難所から出るごみとし尿が関係してくる。

Q 仮置場の話でエリア分けの話があって、受付があると思うが、その運営は避難所運営委員会がやるのか。

A 災害が起きると、生活ごみ、避難所ごみ、それから災害ごみがある。災害ごみは一次仮置場に搬入することになるが、それは避難所運営委員会に頼むという想定はしていない。10月15日に神奈川県産業資源循環協会と逗子市で協定を結んだが、そういったところから応援をもらいながら、一次仮置場は運営をしていく。

Q その割には仮置場の候補地に小学校などの避難所が入っているが。

A 仮置場候補地(1,000㎡以上)整理表(A3版)はすべての市が所有する土地について条件に当てはまるものをピックアップして検討したもの。左側が抽出したすべて、それに条件を当てはめ、最終的な候補地は右側の表になる。小学校、中学校校庭は候補地としていない。計画本編では23ページの表2-4仮置場候補地があるが、これの元になる資料がこの整理表である。

Q 仮置場に必要とされる面積との差はどう対応するのか。

A 最大の地震で26万9千平方メートル。この想定だと足りないという状況。

Q 計画案の中に国の役割がないが、何らかあるのでは。国との関係をもう少し記載しては。どの程度国が担う部分があるのか、教えてもらいたい。

A 本編45~46ページに国の地方財政措置がまとめてある。国は財政的措置を行う。また、西日本豪雨時には、仮設トイレのプッシュ型配備について内閣府を通じて経済産業省が

行った。市町村が仮設トイレを備蓄するにはスペースの確保が必要であるため、国によるプッシュ型支援は必要と考えている。

Q 仮置場、公園が想定されているようだが、実際のところでは道路に出されてしまっている状況がある。道路に出されたものはどのように片づけるのか。また、広い道路ならば活用してもよいのでは。道路にはそうしたものは置いてはいけないのか。

A 市の広報が遅いと全部道路に出されてしまうため、仮置場設置の広報をきちんと行う。先ほどのスライドの写真にあった道路に出されたごみがどうなったかという、民間では処分できず、自衛隊が排除したと聞いている。自衛隊が行う場合、車両の通行幅を確保するための排除であり、その混合廃棄物を選別するには大変な時間がかかる。

よって、最初から仮置場に分別して集積しなければ、その後の排出段階で、相当の時間を要することとなる。道路が広いからと言っても、同じと考えている。

Q 仮置場として池子の森自然公園についてはどうなのか。災害時の利用として不可能なのか、想定していないのか、伺いたい。

A 抽出したのは市の所有地（公有地ではない）。池子の森については、大規模な災害時には実際使えれば仮置場面積は増えるので、基地対策課を通して南関東防衛局に働きかけていきたい。

## 逗子市一般廃棄物処理基本計画（案）及び逗子市災害廃棄物処理計画（案）に関する市民説明会概要

日 時：2020年（令和2年）10月31日（土）10時15分から11時45分まで

場 所：小坪小学校区コミュニティセンター

参加者：4名

出席職員：（環境都市部）石井部長、青柳次長

（資源循環課）中村課長、城田係長、鈴木専任主査

（環境クリーンセンター）小川所長、鷺原副主幹、岩崎副主幹

配布資料：一般廃棄物処理基本計画（案）、一般廃棄物処理基本計画（案）説明スライド資料、災害廃棄物処理計画（案）、災害廃棄物処理計画（案）説明スライド資料、仮置場検討資料

### 1 一般廃棄物処理基本計画（案）について

#### 【参加者の意見】

・高齢者のサポートということで、具体的には各戸にごみを集めていく戸別収集ということではよいか。登録すれば各家庭まで取りに行くということか。もう少しわかりやすく書いて欲しい。

#### 【質疑応答】

Q 広域で鎌倉市の名越のごみ処理場がなくなるという噂があったり、そこがごみの集積所になるとか、そういう話が見えるようになっていない。広域処理に関して市民に分かりにくいので、もう少しわかりやすく説明してもらいたい。

A 今年8月に鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画を策定し、ホームページなどで公表した。令和6年度に鎌倉市の名越の焼却施設が閉じるという話があったが、それは事実。広域化実施計画にも記載がある。その後、少なくとも10年間、令和7年度から令和16年度までは、受け入れられる範囲で鎌倉市のごみを逗子市で受け入れる、というところまでが広域化実施計画には予定として記載されている。ごみ処理の広域化、これは平成9年頃から始まっているが、その頃は各市町が1個ずつ焼却施設を持っていた。日本中に煙突がいっぱい立ち、ダイオキシン対策もなされず、そこから始まっている。そこから広域化を進めて煙突の数を減らしましょうというのが、広域化の目的だった。現在、広域化が進み、焼却施設、煙突の数が減ってきている。しかし、これから人口減少が進みごみも減っていくことから、さらに広域を進めましょうという通知が再度国から出された。そのため、令和16年度以降については、2市1町では焼却施設はつくらずに、もっと広域的な処理をしようという広域化実施計画になっている。それをどこまでこの一般廃棄

物処理基本計画に組み込めるかについては、検討したい。

Q スライド資料 11 ページの「廃棄物処理の広域連携の推進（２）①」にある「逗子市の生ごみを葉山町の資源化施設で処理」とある。何年か前に焼却炉が老朽化してどうのこうのという話と同時に、葉山に頼むということは、逗子市の焼却施設の能力が足りないということか。それから、逆に「葉山町の容器包装プラスチックを逗子市で資源化」とあるが、これは逗子市内の処理能力が余分に余っていることから葉山町の分を引き受けているということか伺いたい。

A 生ごみについて、逗子市の焼却施設の能力が足りないのではなく、逗子市の燃やすごみの中に入っているのは、ティッシュペーパーなどの資源化できない紙と生ごみが一番多い。その中で燃やさなくても資源化できるのは生ごみ。鼻をかんだティッシュペーパーは資源化できず、燃やすしかない。平成 22 年に策定した現在の一般廃棄物処理基本計画に生ごみについては資源化するという方向を出している。今回は実施の方向で計画案に記載をしたもの。逗子市の焼却炉については現在葉山町から燃やすごみを受け入れており、処理能力はある。その中から資源化できる生ごみを分けて葉山町へ持って行き、資源化をするという考え方。

容器包装プラスチックについては、令和 2 年度から受け入れている。受け入れるために令和元年度に機器の更新をしている。古い機械があったが老朽化しており、逗子市単独で更新するよりも葉山町のごみを受け入れて更新をした方が処理コストが下がることから、議会の可決を経て、今年度から受入れを開始している。

Q スライド資料の 18 ページに不法投棄対策とあるが、今一番困っているのは、雨の日に衣類を出すと次の週まで置かれてしまう。うちの地域は土曜日が回収日だが、土曜日は休みの日なので市役所に電話ができない。従って月曜日まで待つ月曜日に電話をすることになる。本来ならば資源回収業者に電話をして取りに来てくれば一番良いが、業者に電話をしたところ、人手が足りないので土曜日しか行けないと断られた。資源回収業者は資源循環課がコントロールしているので、資源循環課から業者に強く言って、取りに来させるよう言えないのかと資源循環課に聞いたが、言えないと言われた。職員が来て、注意をしてもらったが、資源回収業者に取りに来させるよう市から指導をすることはできないのか。

A まず、一般廃棄物処理基本計画の不法投棄対策は、ステーション以外の不法投棄も含まれている。ご質問の件については、集団資源回収のシステムは昔からずっとあり、紙・布類について、自治会と回収業者が口約束ではあるが契約に基づき回収をしている。紙・布は売れるものだが、中国の輸入規制や新型コロナの影響で海外の港が閉じてしまい、行き場がなくなってしまったという状況がある。市が資源回収業者に指導できるかという点、できない。市が委託している事業者ではないので、指導はできない。自治会等と資源回収

業者で契約をしているが、売上だけでは経営が成り立たないため、市が奨励金を事業者に出している。現在、奨励金を出さないと一回トラックが回ったときに人件費も出ないくらいにしか売上がない。指導はできないことから、連絡は資源循環課へもらいたい。違反ごみにはなぜ持って行かないのかを書いた白い紙を貼るので、一週間はそこへ置かせてもらいたい。溜まるとステーションが汚れてしまうので、溜まったときには連絡してもらいたい。それを定期的に資源循環課でパトロールをして取りに行っている。

Q それはおっしゃるとおりやっている。中には手紙などが入っているからそれで犯人を見つけて、でも土曜日に見つけても月曜日にしか連絡できない。連絡してすぐ来るかというところでもない。何日も置かれると環境衛生上良くない。自治会との直接契約とのことで、直接業者に連絡をしたが、実際には断られた。断られたということに対して、資源循環課から行政指導できないかという話。できないということか。

A できない。市が委託しているのであればできるが、そういう権限がない。取りに行くのは資源循環課で対応するので、こちらに連絡をもらいたい。

Q 資源回収業者と自治会の契約という話だったが、集団資源回収のスタート時には、市の指定業者という形で我々は受け止めていた。それで結んでいて、我々のところに資源ごみで業者がやるという話だったが、指定の業者で他の事業者は入れてはいけないという話になった。我々小坪区会は今の業者と覚書も何も交わしていない。今の話のように、我々は知らないよと言われてしまうと、困ってしまう。

A すべてが書面で覚書とか契約書を交わしているわけではないと思う。商慣習で昔からそういうやりとりをしていて、それで現在まできているのが集団資源回収。

Q きちんとした覚書がないと、口頭で言っただろうとなっているので、今そういう状態になっている。

A それならば、自治会・町内会と資源回収業者で覚書なりを交わすときに、立ち会うことは可能。双方で文書を作成し合意をしてもらい、覚書を交わす段になったとき、呼んでもらえれば立ち会うことはできる。

Q 15 ページに記載されている紙おむつは、今は無料だがこれは変わるのか。もう一つ、ふれあい収集と書いてあるが、これは何か。安否確認をするとあるが、そんなことまでしてくれるのか。

A ふれあい収集は、排出するのが困難な方、高齢者であったり、けがをした場合なども期間限定でやっている。現在 150～160 軒程度。今後増えて行くと思われるが、このふれあい収集を継続して行なっていき、安否確認も行なっていき、という計画。

紙おむつは、環境省と国土交通省が資源化について研究をしている段階。逗子市の燃や

すごみの 40%程度が生ごみ、逗子市では分析していないが、他市では燃やすごみの 9～10%は紙おむつ。これはこれから増えていく。これを何とかして資源化をしていきたいというのが国の方針。現在も燃やすごみだが有料袋とは別に無料で出すことができるが、資源化することになれば、分けて出すことになる。

Q ふれあい収集の安否確認というのは、お互いさま小坪だとか民生委員だとか、社会福祉協議会の要請で我々も会議に出ているが、これ以上負担をかけるのか。市はやらずにそういったところがやるのだろうか。市がやるのか？

A これは市の施策なので、市がやっていること。ごみを取りに行つて安否確認をする形。

Q 今は我々民生委員とお互いさま小坪が、高齢者の所へ行き電球を取り替えたり、おむつをやったりしているが、市がやってくれるというのは、お互いさま小坪とか民生委員とか社協がうちの理事たちに助けてくれと言ってきているが、こちらもやるのがいっぱいあるので断っている。もし万が一これを推進していくのだったら、そういうところに振るのか。

A ふれあい収集は平成 13 年に始めた制度で、要件はごみ出しが困難な介護認定等を受けている高齢者、障がい者、場合によってはけがをした方、妊産婦の方を対象としている。これは制度として、ステーションまでごみを出せない方を週 1 回戸別に訪問して安否確認を兼ねている制度。そのため毎日その方の安否確認をしている形ではないので、週 1 回の安否確認で足りるかという、そういう方ばかりではないので、やはりご近所でご協力を得られれば、あるいは介護のサービスの方とか、複数の方の目でその方を見守っていただきたいというのがある。

Q 我々の立場はそういった活動なので、あまりこれ以上仕事が増えると大変なので、市の方で面倒をみてくれるのか、という質問。

A ふれあい収集とは別に市の方で面倒をみるのか、ということであれば、その辺りの福祉の施策については、私どもは環境都市部という部門だが、市役所には福祉部があり、今後高齢化がもっと進んでいく中で、この 4 月から社会福祉課の中に地域共生係という新たな係をつくったので、その中で市の福祉政策全体として、今いただいたようなご意見は違う形で聴き取りしながら進めていきたいと思うのでよろしく願います。

## 2 災害廃棄物処理計画（案）について

### 【参加者の意見】

なし

### 【質疑応答】

Q 仮設トイレの問題について、小坪区会では4か所ある一時避難所に仮設トイレを確保している。その処理も市でもらえるのか。そこで生活ごみもまた出てくる。避難所運営委員会では仮設トイレの処理や生活ごみについて議題に出てこない。今初めて聞いてこんなことも起きるのかと。ただ逃げることだけしか考えていなくて、ごみの問題等は議題にはまったく出てこなかった。また、防災安全課では仮設トイレのことといった流れはまとまっているのか。一時避難所以外にも他にマンホールトイレなど、そういったものもどうするのか。

A 一時避難所に設置するトイレについても、市で収集する。

災害廃棄物処理計画の中で市が所有するマンホールトイレなどについても記載している。仮設トイレは、市では置くところがないため備蓄が中々できない。協定を結ぼうにも結ぶ先も所有数に限りがあることから中々結べない。去年の西日本の豪雨の際は、市の防災担当から内閣府へ県を通して情報が上がり、そこから経済産業省がプッシュ型で仮設トイレを配備した。そういった実績があることから、今はそういった形になるだろうと考えている。

Q 仮置場は、分別の案内として市の職員は配置されるのか。我々自治会に手伝いをするよという話はあるのだろうか。

A 仮置場の運営は恐らく自治会ではできない。発災直後は協力依頼はしない。時間が経過して安定してきて、余力があればわからないが、直後はしない。

Q 亀ヶ岡自治会では一時避難所は、誰が何と言ってもはげ山に避難する人が出てしまうだろうと考えている。はげ山に避難してくる人数がどのくらいいるか、それに対して具備すべきものは何なのか、非常食、水、仮設トイレなど。そういった計画を今立てているが、参考になるデータが今日の資料以外にあればもらいたい。また、仮設トイレを置きたい場合、どういうルートで頼むのか。自治会が設置した仮設トイレは市に言えばし尿収集してもらえるのか。

A どこに何台仮設トイレがあるのかは、市に連絡をもらわないと把握できないので、連絡をもらいたい。し尿の収集の義務は市にあるので、災害時の仮設トイレについては、連絡をくれれば収集する。

## 逗子市一般廃棄物処理基本計画（案）及び逗子市災害廃棄物処理計画（案）に関する市民説明会概要

日 時：2020年（令和2年）10月31日（土）15時15分から16時45分まで

場 所：久木会館

参加者：6名

出席職員：（環境都市部）石井部長、青柳次長

（資源循環課）中村課長、城田係長、鈴木専任主査

（環境クリーンセンター）小川所長、鷺原副主幹、岩崎副主幹

配布資料：一般廃棄物処理基本計画（案）、一般廃棄物処理基本計画（案）説明スライド資料、災害廃棄物処理計画（案）、災害廃棄物処理計画（案）説明スライド資料、仮置場検討資料

### 1 一般廃棄物処理基本計画（案）について

#### 【参加者の意見】

- ・紙類を出す際に紙袋がないのでビニール袋を使ってしまう。皆困っている。
- ・今日で5回目の説明会。1回目も人が少なかったが今回も少ない。ほとんど関心がない。この原因は一体何なのか。今回の説明会は広報ずし10月号で知ったが、掲載の仕方の酷さ、記事が左のページと右のページで表題と中身が分かれてしまっている。あれだと気づかない人が相当出てしまう。市の施策としての重要性の認識がないのではないか。他の講演会等はかなり立派な見出しを付けて場所を取って載せている。これは考え方が逆転しているのではないか。ごみ処理は全市民に関わる話。
- ・し尿処理について人口の訂正があったが、この計画の中で3種類の人口が登場していて、その定義もない。計画の体裁として如何なものか。整理してもらいたい。
- ・この計画の目標とするところ、ごみの減量化・資源化とあるが、有料化の際にごみが減り、その後横ばいになっているが、これで頭打ちか。そうするとごみの一人当たりを減らすのは、相当の不景気でも来ない限りでは、そうはならないだろう。例えば紙を徹底的に分けると、最後はチリ紙にまで至る。そういうのを1枚ずつ全部分けていく、そこまでやらないと資源化は徹底できない。資源化するとごみは減っていくという表を作っているが、その算定の根拠がない。

また、ごみ処理費用について、逗子のごみ処理費用は一人当たりかなり高いとあるが、その高くなる原因が書いていない。どこに原因があって、そこを回避するには何をすれば良いのか、というところがこの計画の中に載っていない。今あるごみを外部に出したときと、どちらが安いのか。費用対効果の話が一切出てこない。

【質疑応答】

Q ごみ処理の現状の「6課題」に「家庭からの紙ごみ分別の徹底による資源化推進」、「ごみ分別排出マナー違反に対する指導徹底」を進めるということだが、紙ごみの分別は皆さん頑張っているが、ビニール袋に入れたことで持って行ってもらえない紙類がステーションにいくつか残されている。マナー違反ではあるが、この辺りは高齢者が多く、ビニール袋に入れても良いと勘違いをしている人がいる。指導を徹底してもらいたい。長く放置されると雨や風で散らかってしまう。色々なメディアを使って周知してもらいたい。ステーションに貼り紙をしても読んでもらえない。よろしく願います。

A なぜ残されるかというのは、ビニール袋は事業者が持って行って処理をするときに産業廃棄物になってしまい、処理料金が発生するため、残していつている。今きっちり違反シールを貼っているのですが、1週間は周知として置いておきたい。それを越えたものについては、取りに行くので残っている場合は連絡をもらいたい。名前等があるものは訪問指導しているが、紙類は中々名前等があるものが出てこない。もし名前等があるものがあれば連絡をもらいたい。3月に広報をしたが、1回の広報では伝わらないので、自治会等の回覧を使うか、再度広報に載せたい。

Q 久木の町内に掲示板があるので、資料をもらえれば貼る。

A 最近、新宿自治会からの依頼により、イラストでわかりやすいちらしを作ったので、そういう個別対応もできる。

Q 各町内会でごみボックスを使っているが、アパートと戸建てが混在する地区のステーションは、アパートがあると分別されなくて出されてしまう。行政ではアパートに対する分別指導はどうされているか。

A 短期のアパートは増えてきている。違反ごみの連絡を受けたものは、開封調査し、出した人を特定できるものが出てくれば、訪問して指導をしている。また大家、管理会社を通して一般的な周知も行なっている。違反ごみがあったら連絡をもらいたい。

Q 転入時の指導はどうしているか。

A 戸籍住民課で住民登録の届出をした際に、ごみの分別方法が書かれた冊子を渡し、資源循環課へ立ち寄ってもらい収集カレンダーを渡している。収集カレンダーを渡す際にごみの出し方について説明をしている。アパートについては、場合によっては転入届を出さない人もいるため、そういう人には案内ができない。

Q 今後のスケジュールの説明がなかったが、説明が欲しい。いつの段階で計画を策定し、その前の手続きは何があるのか。

A 災害廃棄物処理計画(案)の説明の際に2つ合わせて説明をする予定だったが、先に説

明をする。一般廃棄物処理基本計画（案）と災害廃棄物処理計画（案）の2つを一緒に、今月10月6日開催の廃棄物減量等推進審議会へ諮問をし、現在市民説明会を行なっている。審議会の第2回目を11月から12月の初め頃に予定している。1月頃の第3回審議会において審議会からの答申をもらい、それを基にした最終案について、2月にパブリックコメントを募集する。計画の策定は3月末を予定。大まかにこのようなスケジュールとなっている。

市民参加の方法としては3つを行なっており、まず廃棄物減量等推進審議会への諮問、そして現在行なっている市民説明会、3つ目がパブリックコメントとなっている。

Q 審議会に諮問して、審議会ではこの計画案が良いか悪いかというのが出るだけか。先ほどの算定根拠の話などの細かい指摘を織り込まないで、このままの状態で行って、どこでそれは直せるようになるのか。

A 今回の市民説明会も市民参加手続きの一つとして行っている。そのとおりだというご意見があれば、それはパブリックコメントと同じようにこの計画案に反映していく。審議会へも市民説明会で出されたご意見は提供していく。

## 2 災害廃棄物処理計画（案）について

### 【参加者の意見】

なし

### 【質疑応答】

Q 初動が3日後という計画だが、その初動までの3日間に、悪い例（勝手仮置場）が起きないようにどうしていくのか、計画に何も書いていない。直後の集積場所は別個に設けておかないと、あちこちに野放図に置くことになりかねないのではと危惧される。そこら辺を計画に落とし込まないと、どうしようもないのでは。一次仮置場に披露山公園の駐車場と書かれているが、あそこまで市民がどうやって運ぶのか。畳一枚だって重くてあそこまで乗用車では運べない。具体的な運搬手段はどう想定しているのか。そこら辺がまったくなくて分別しろと。嵩張るもの、大きいもの、家電などは一人では運べない。とてもじゃないが冷蔵庫一つだって私には持てない。それらをどのように考えているか。絵にかいた餅だ。具体的な部分を考えてもらいたい。この内容で本当にパブコメを行うのか。

A 3日間は人命救助が最優先される期間だが、災害廃棄物についてはそれよりも早く動き始めなければいけない。これが遅ければ遅いほど道路にごみが出される。そのため仮置場候補地を選定しておき、発災した場合にはすぐに広報しなければいけない。運搬方法については、基本的に災害が起こったときにそこまで持って行くのは自力で車で運搬することになる。自分で運べない人については、これから考えていくしかない。

Q 下水管の耐震化されていない割合はどのくらいか、下水道課に聞こうと思って聞けなかった。地震があったときにマンホールはどうなるのか。平時ではないときに具体的にどうするか。簡易型トイレはすべてごみになって出てくるが、それが書かれていない。要は下水管が壊れなければ家庭のトイレが使える。下水管が壊れたときに、どれくらいが使えなくなって、どれだけ携帯トイレなどのごみが出てくるか、どれくらいが壊れそうかの見込みが立てられないと対応もできない。

A 貴重なご意見として伺う。確かにそのとおりだと思う。

Q 仮置場候補はすべてが第一候補となるのか。それとも今後この中から適切な箇所が選定されるのか、お聞きしたい。

A すべてが第一候補になる。発災時、実際には使えないところも出てくる。例えば津波が来たときに小坪の公園が2つあるが、津波の規模によってはアスファルトが剥がされてしまうので、そこまで車で行けない。たくさん第一候補がないと、どこにも置けなくなってしまった。そのため、すべてが第一候補と考えている。

Q 三日間は人命優先というのはそのとおり。ただ、心配しているのは、家の近くに広場があり、そこにすぐ置かれてしまうと思う。そういうのがあちこちにできてしまうよりは、仮置場の仮置場のようなものを想定して用意しておかないと、この計画が役に立たないのではないか。

A もしそれをやるとすると、先ほどの一覧の中から小さい公園に最初に置くという方法になるかと思う。何もしないとやはり勝手仮置場をつくられてしまう。ご意見として伺う。